

福島県社会福祉施設等（自立支援関連施設）施設整備費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 県は、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が間接に国庫補助金の交付の対象となる社会福祉施設等（自立支援関連施設）（以下「社会福祉施設等」という。）の整備事業を行う場合に、社会福祉法人等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 社会福祉施設等とは別表の施設をいう。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助金は、社会福祉法人等が社会福祉施設等の施設整備を行う場合に、当該整備に要する経費について、社会福祉法人等に対して交付するものとし、その額は知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に指示する。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備申請額内訳（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第3条の2 社会福祉法人等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額税（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 社会福祉法人等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付条件）

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助金の額に影響のない総事業費の変更で、かつ、当初の総事業費の20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 知事の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、第 12 号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支社等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本社等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(6) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(7) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。

(8) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更の承認の申請）

第 5 条 規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、第 4 号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第 3 条に定める申請手続きに準じて、別に指示する期日までに行うことができる。

（申請を取り下げることができる期日）

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（概算払）

第 7 条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行状況の報告は、施設整備に係る工事に着工したときは、第6号様式により工事に着工した日から7日以内に、また、12月末日現在の工事進捗状況については、第7号様式により別に指示する日まで、その他必要に応じ知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、第8号様式による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について、知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 施設整備精算額内訳（第9号様式）
- (2) 事業実績報告書（第10号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた社会福祉法人等は、補助事業等が完了した場合は、第11号様式による請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条第1項第2号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

ア 処分の制限を受ける期間

補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生大臣が別に定める期間

イ 財産の種類

単価50万円以上の機械器具等

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条の2 社会福祉法人等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿の整備等)

第12条 社会福祉法人等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿及び補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の

属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の経由)

第13条 社会福祉法人等が、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は所管の保健福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。

(提出部数)

第14条 規則及びこの要綱に基づき社会福祉法人等が知事に提出する書類の部数は、3部とする。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、平成16年度分の負担（補助）金から適用する。

なお、この要綱の施行日前に実施された事業については、従前の要綱のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月29日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月7日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表

福島県社会福祉施設等（自立支援関連施設）

施設名等	施設名
社会福祉施設等 身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所 療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 就労選択支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 相談支援
福祉ホーム 応急仮設施設	